

英國史畧

二

保  
369  
2

10

15

20

25

30

明治三庚午年七月一日二冊求之

英國史畧卷之二

河津孫四郎

譯述

フランタジツト家の續

約翰の事

評云約翰を英國の民より自主の權を  
許し與へたる功ありと雖も其性の貪  
婪凶暴にこそ且つ取るべきもの才ふし  
先王遺言にそゆ約翰の位を譲らざししが血統の  
序を以て正しく之を論ずれば約翰の兄の先王の

東京專門  
學校圖書

伊門  
369  
巻 2

英國史畧 卷之二

オフリーの嫡子ブリタニ公アルチュル當位  
 又即くへまありさきど約翰ジョンを英王ヘンリとありとい  
 へどもアルチュルリの事を忌むを遂之を刺  
 殺し今を

佛王英王の暗愚無道ありを聞きて竊ひそ又悦ひ直  
 ち軍兵を起してノルマンダ攻入り容易く  
 此地を併せたり英王之を聞きて冷笑へんやうて彼ら數年  
 と積りて漸く取らる地を我之と一日の中  
 取り復たせんしと言ひ誇りて進まり唯口くち唱ふ  
 るのみを兵を起すの沙汰及およぶ阿面あつ々々

と先祖の遺業を失ひしを怯おそま所業ありきや時  
 又羅馬ローマの法王パピヤ亦英王ヘンリを慢おごり諸國の兵を擧あげ  
 英國を伐しめんと言觸らしむを英王の大  
 恐むる英國の冠を法王の使に渡し永く羅馬の  
 臣たりんこと成乞ひく進を法王を稍く又其罪  
 を免しを再ひ英王の位に即つかしめ年毎に租そ税  
 を羅馬に獻けんむべき由を命したり英國の士も亦  
 王の愚おろちありを見て君の權威を剥むるんまじり  
 機會ありんことを悦び遂に會議して國王と雖  
 も安やすまの權勢を奮ふるふこと能あたらば國民とつんと

も妄<sup>まが</sup>りて捕<sup>とら</sup>へらるるま法一篇を作り即ち兵力を以て英王<sup>イギリス</sup>を逼<sup>おそ</sup>り其書の旨を許<sup>ゆる</sup>し給へと願ひ々を英王<sup>イギリス</sup>已むこと欲得<sup>ほつ</sup>らんニメドといふ所<sup>ところ</sup>に此は花押<sup>はなおし</sup>しなり此を「マグナチャルタ」高<sup>たか</sup>免<sup>めん</sup>許<sup>ゆる</sup>状<sup>じょう</sup>といひの法といふ時<sup>とき</sup>は西曆千二百十五年六月十九日あり我年南順<sup>じゆん</sup>德<sup>とく</sup>天<sup>てん</sup>皇<sup>わう</sup>建<sup>けん</sup>保<sup>ほ</sup>三<sup>さん</sup>後<sup>ご</sup>約<sup>やく</sup>翰<sup>かん</sup>その法を破<sup>やぶ</sup>り無道<sup>むどう</sup>あり行<sup>ぎやう</sup>をあせしうが英國<sup>イギリス</sup>の士民大<sup>おほ</sup>に怒<sup>いか</sup>りて佛<sup>ふつ</sup>の太子<sup>たいし</sup>路<sup>ろ</sup>易<sup>い</sup>と迎<sup>むか</sup>へり大將<sup>たいしやう</sup>とふし謀<sup>まう</sup>叛<sup>はん</sup>と起<sup>おこ</sup>せしは佛<sup>ふつ</sup>の兵<sup>へい</sup>勢<sup>せい</sup>ひ盛<sup>さか</sup>んよしを速<sup>すみ</sup>に英<sup>い</sup>國<sup>こく</sup>の南<sup>なん</sup>地<sup>ち</sup>を平<sup>ひら</sup>らけ既<sup>すで</sup>に龍<sup>りゆう</sup>動<sup>どう</sup>と攻<sup>こう</sup>取<sup>と</sup>りたり此時

英王<sup>イギリス</sup>約<sup>やく</sup>翰<sup>かん</sup>を之<sup>これ</sup>を憂<sup>うれ</sup>ひく殂<sup>しよ</sup>落<sup>らく</sup>しなり然<sup>しか</sup>るに英<sup>い</sup>の士<sup>し</sup>をりと約<sup>やく</sup>翰<sup>かん</sup>の暴<sup>ぼう</sup>政<sup>せい</sup>を惡<sup>にく</sup>みて一旦<sup>いつたん</sup>を路<sup>ろ</sup>易<sup>い</sup>と果<sup>は</sup>方<sup>はう</sup>せしといへども其國<sup>そのくに</sup>の佛<sup>ふつ</sup>と併<sup>ひ</sup>せしことと好<sup>この</sup>まきねが約<sup>やく</sup>翰<sup>かん</sup>の殂<sup>しよ</sup>落<sup>らく</sup>せしを関<sup>かん</sup>き皆<sup>みな</sup>速<sup>すみ</sup>に路<sup>ろ</sup>易<sup>い</sup>と叛<sup>はん</sup>き約<sup>やく</sup>翰<sup>かん</sup>の嫡<sup>てき</sup>子<sup>し</sup>顯<sup>けん</sup>理<sup>り</sup>を輔<sup>すけ</sup>はる之<sup>これ</sup>を王<sup>わう</sup>位<sup>い</sup>に即<sup>つ</sup>りしめたりさねが路<sup>ろ</sup>易<sup>い</sup>を望<sup>のぞ</sup>むを失<sup>う</sup>ひ軍<sup>ぐん</sup>兵<sup>へい</sup>を引<sup>ひ</sup>擧<sup>あ</sup>げて歸<sup>かへ</sup>國<sup>こく</sup>しなり

顯<sup>けん</sup>理<sup>り</sup>弟<sup>てい</sup>三<sup>さん</sup>の事<sup>こと</sup> 附<sup>つ</sup>公<sup>こう</sup>議<sup>ぎ</sup>所<sup>しよ</sup>の事<sup>こと</sup>

評<sup>ひやう</sup>云<sup>い</sup>顯<sup>けん</sup>理<sup>り</sup>弟<sup>てい</sup>三<sup>さん</sup>をウインセストルの寺<sup>てら</sup>院<sup>いん</sup>を建<sup>けん</sup>立<sup>た</sup>せしことの外<sup>ほか</sup>は事<sup>こと</sup>業<sup>ぎやう</sup>なし

約翰乃一子顯理を位に即く時年甫七九歳あり  
 以て其子ペンブローク君ウレムマル子ル執  
 政に任し君を輔に多善政を行ひしを國中善  
 く治り民太平を唱へきしが此人卒して後を  
 モンメントホルトあんど云つる狡猾なる人  
 政を擅りし乃きを許多の暴政多かりき  
 英國ノルマン朝の祖維廉第一の時、當りて歐  
 羅巴諸國の入武官或を僧官の外を大槩農民の  
 下にしと且之を二等と區別せり上等の人を貴  
 族と名づる下等の人を即ち奴僕あり此項を藝

術未だ開らば商賣も未だ蕃昌せざるし十字  
 戦路撒冷を歐羅巴諸國の人耶の時より亞細亞諸國  
 乃風習歐羅巴に推遷り藝術器械も亦隨て此地  
 に渡り是より歐羅巴諸國の都邑に於ても商  
 賣盛んとあり是に於て英國の商人も皆富家  
 とあり者多し其を商人の貴族と云ふべし又  
 奴僕とも言ひて其者ともあり此時又當りて  
 農民の中にも亦自ら其田地を耕して貴族と事  
 成ると雖も其貴族とも言ひて其者起り多  
 其之より英國に中等の民起り顯理第三

の時執政シモノントホルト商人及び此農民  
 二許シテ諸邑及び諸郡より代議人を出シテ公  
 議ニ加ラシム是ト英國下院の初メトシ今  
 英國の法律を執リ公議所の論を以て定む  
 此ニ其大要を挙テ説示せん  
 公議所へ出席する者ヲ第一ニ國王第二ニ貴族  
 第三ニ代議人は是カク國王の位を父子相傳ふ  
 シトソ人ども其人を奉ギテ奉セザルとを公  
 議所の權ニテ貴族ニ俗と僧との區別アリ僧  
 の貴族とをビッパ及びアルチビッパの二僧官

是あり此僧官ニ任ギテ其者を一ニ其位ニ  
 あり其人死スルと其國王僧徒の中より相當  
 あり人ヲ撰ニ其位を繼グシ俗の貴族を國  
 王自ら功德あり人々を舉テ其位ニ任スル此  
 位ニ任セザル人々之を其子ニ傳ふる事  
 を得子あるとき其家斷絶せん俗の貴族を  
 昔ト今ト大ニ異あり昔シ某公侯とソノ  
 國王より其地を賜ヘタル人ありしが今ニ然ら  
 ず國主公侯を任ズ雖も地を與ふる事無し  
 唯其尊稱アリト下院ニ出席する者を國民の

撰とたり代議人あり田地りる農民と皆其郡の  
 代議人と撰むの權あり都邑に住める豪富を皆  
 其邑の代議人と撰むの權あり家柄よく才望あり  
 人々自ら代議人とあふんこと欲せりとま  
 を其意を其郡又を邑と言ひ出し諸人相議して  
 遂之と決し公議所へ出さあり大なる都邑を  
 代議人二員と出さ郡を大小より二人とを六  
 人まをを出さ公議所を決定し國王の許容し  
 たり法を國中より従ひざるを得ざる背くと  
 きを夫々の刑罰ありあり○下院を總て租税の

權を握きり○國王を上下兩院の議定したる法  
 と取捨し貴族僧官と委任し公議所會議の日と  
 命し宰相判官を撰と又外國交際の規則等を定  
 るの權を握きり  
 備もレモンモンホルトを下院を建て國民の  
 口を塞が其權威を奮ひりねを顯理之と憂ひ兵  
 と起しをレモンを成ちり名が怨ちレモンの兵  
 と破らねたりしりぞレモンの勢ひ愈盛んふ  
 益君は蔑よしりるのふふ太子義都華と  
 トール城を押し込めり國民之と関て竊は情

らざる者をおくりて後太子ドリフル城を遁  
 ね出た國民を集め義兵を起しイバムハムと云  
 ふ所をシモンシモンの兵と戦ひ大に之を破りシモ  
 ンを殺したり後數年を過ぎて英王顯理を殞落  
 し太子位を繼ぐ

義都華第一の事 附ワラースの事

評云義都華第一を聰明多智の君ふ  
 り惜ひ我無益の戦争を好まざる徒ら  
 臣民を苦しめたり  
 アルフレット以来英國の君たるもの維廉第一義

都華第一の兩王を最も賢ある君と  
 先王の殞落せし時義都華を兵を率ひて耶路撒

冷より一日敵兵其陣中へ忍び入り毒劍を以  
 て義都華の腕を傷たりしが愛妃イレノラ  
 其毒を吸ひ取り信やうり之を看病しむ義都

華を速く平愈せりとぞ

義都華嘗て以為く不列顛  
 平定せざるは英國を泰山の安んずる置まらざし  
 と思ひ常より之を一紗せんことと量り乃り爰に  
 瓦列斯の民を自ら不列顛の土民と称し險阻を



據<sup>ト</sup>マ<sup>ス</sup>をサクソン人<sup>ノ</sup>もデー<sup>ン</sup>人<sup>ノ</sup>も從<sup>フ</sup>がらざる  
 としてガ<sup>ル</sup>マン朝<sup>ニ</sup>至<sup>リ</sup>て其勢<sup>ハ</sup>稍<sup>ク</sup>權<sup>ヲ</sup>け租  
 税<sup>ヲ</sup>英國<sup>ニ</sup>獻<sup>ス</sup>る<sup>ヲ</sup>至<sup>リ</sup>然<sup>レ</sup>も尚<sup>ホ</sup>自國<sup>ノ</sup>  
 法<sup>ヲ</sup>を用<sup>ヒ</sup>自國<sup>ノ</sup>君<sup>ニ</sup>從<sup>ヒ</sup>たりし<sup>ガ</sup>義都華<sup>第一</sup>  
 遂<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>平定<sup>シ</sup>て郡縣<sup>ト</sup>ふ<sup>レ</sup>ぬ羅馬人<sup>不</sup>列顛  
 ありし古<sup>より</sup>瓦列斯<sup>ノ</sup>を詩人<sup>多</sup>く<sup>シ</sup>其吟  
 ぶ<sup>ル</sup>所<sup>ノ</sup>詩大<sup>極</sup>を瓦列斯<sup>ノ</sup>國<sup>ヲ</sup>愛<sup>シ</sup>し國恩<sup>ニ</sup>報  
 答<sup>ス</sup>ること<sup>ヲ</sup>勸<sup>メ</sup>り<sup>レ</sup>ぬ<sup>ガ</sup>義都華<sup>其</sup>詩<sup>ヲ</sup>瓦列斯再  
 び背<sup>ク</sup>る<sup>ノ</sup>基本<sup>あり</sup>と<sup>ハ</sup>い<sup>フ</sup>國中<sup>ノ</sup>詩人<sup>々</sup>コル  
 ン<sup>ト</sup>は會<sup>シ</sup>盡<sup>ク</sup>之<sup>ヲ</sup>殺<sup>シ</sup>て國亂<sup>ノ</sup>根<sup>ヲ</sup>斷<sup>ル</sup>る<sup>ヲ</sup>

奈

スロトランド

其項蘇各蘭<sup>ニ</sup>於<sup>テ</sup>國王<sup>ノ</sup>男胤<sup>絶</sup>へ女胤<sup>ヲ</sup>王  
 孫<sup>バリ</sup>オルブル<sup>ニス</sup>の二<sup>名</sup>互<sup>ニ</sup>位<sup>ヲ</sup>争<sup>ヒ</sup>既<sup>ニ</sup>國  
 亂<sup>ス</sup>る<sup>ヲ</sup>あり<sup>ぬ</sup>べ<sup>レ</sup>ど大臣<sup>等</sup>大<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>憂<sup>ヒ</sup>當  
 時<sup>英國</sup>ノ王<sup>多</sup>智<sup>ノ</sup>閑<sup>ヘ</sup>り<sup>テ</sup>我<sup>以</sup>て此事<sup>ヲ</sup>彼  
 君<sup>ニ</sup>乞<sup>フ</sup>る<sup>ヲ</sup>決斷<sup>ス</sup>る<sup>ヲ</sup>を如<sup>ク</sup>と衆議<sup>一</sup>決<sup>シ</sup>  
 遂<sup>ニ</sup>此旨<sup>ヲ</sup>英王<sup>義都華</sup>ニ許<sup>ヘ</sup>り<sup>テ</sup>義都華<sup>時</sup>  
 の到<sup>リ</sup>る<sup>ヲ</sup>竊<sup>ニ</sup>悦<sup>ビ</sup>直<sup>チ</sup>軍兵<sup>ヲ</sup>催<sup>シ</sup>て蘇各  
 蘭<sup>ノ</sup>境<sup>ニ</sup>趣<sup>キ</sup>ル<sup>ハム</sup>と<sup>ハ</sup>い<sup>フ</sup>所<sup>ニ</sup>蘇各蘭<sup>ノ</sup>王  
 孫<sup>々</sup>名<sup>シ</sup>軍兵<sup>ヲ</sup>以<sup>テ</sup>其地<sup>ヲ</sup>四<sup>方</sup>圍<sup>ミ</sup>まし<sup>メ</sup>

英王、王孫、又向云、汝等知事、や抑、我國を不列  
 顛、第一の強國、あるを古より、蘇格蘭の王を我臣  
 僕たり、然るに、皆我國を侮り、年々、賦金、納め  
 ば、宣禮を、知るといふ、んや、今、汝等、國王と、あは  
 と、知、此等の禮を、盡さ、否と云ひし、又、二人、王  
 孫を、網中の魚、よ、今、更、為、ん、と、ん、ふ、れ、を、皆  
 禮を、盡し、申さんと、應へ、り、英王、又云、蘇格蘭の  
 要城、盡く、我、借、を、否と、問ひし、又、貸し、申さんと  
 と、答へ、り、れ、即ち、英兵を、遣し、其城を、固め  
 し、を、聽て、バリオルと、立、蘇格蘭の王と、ふし、國

に、歸らし、め、ぬ、是、於て、バリオルを、蘇格蘭の王  
 あり、といふ、も、英の臣僕と、ありし、如く、を、最  
 と、快、ら、く、杯を、竊し、不軌を、量り、り、り、程、佛  
 王と、英王と、不和の事、出来、英王を、佛郎西と、攻  
 伐、んと、欲し、り、れ、を、蘇格蘭より、軍兵を、出、を、  
 き、由、命、ぜ、り、き、蘇格蘭王を、命、に従、を、其、上  
 英王の、遠征、乗、を、獨立を、量、ら、んと、欲し、即ち  
 國中、觸、を、軍の、用意を、為、し、め、り、英王を  
 佛郎西、趣、ら、んと、欲し、り、れ、を、風波、惡、を、以  
 て、未、だ、港を、い、り、を、し、り、蘇格蘭の、謀、叛、を、名

と聞て佛へ進諫を多しを延引せしむ急ぎ蘇  
各蘭は趣まらばドンバル城の近傍にて大に敵兵  
と合戦して散らばる之を破り其勝を棄て國中を  
打廢け國王バリオルと廢し此國を郡縣とな  
し聽て兵を引擧げ佛郎西に趣まらばりされを天  
下萬國皆自立を好む人の國に屬し或を人の郡  
縣とありしことと欲せざるを天理自然の情あり  
べし蘇各蘭の人も亦此情ありしを唯力の  
及むるを以て餘儀なく英王に従ひしもの  
て心服する者少ありし借蘇各蘭の人も名

とウィルレン姓とワラースとワル人なり家貧く  
位も貴となくと雖も膳物衆に勝るを以  
て人皆之を尊敬をワラースを妻と共にイルレ  
ルスリ一地名に住居するが妻を容姿清惠より  
頗る風流あり婦人ありしをゲンバルトン城  
に離れしこの家を奉行せし英國の士官甚  
だ之を戀慕し嘗てワラースの遠征して家を在  
らざるしと之を窺ひ其家に行きて之を挑む  
まじも肯んぜざるを以て遂に之を強姦せしが  
此士官又悪考ありし此事國王の上聞に入りふ

英蘭史記 卷之二 十 新編

ぞ刑罰免らざりしと思ひけれど已の罪を敵  
 ちんが為よワラース謀叛の心けり由と城兵よ  
 布告し直よワラースの家を焼らし去り去程  
 よワラースを神あそぬ身ゆ之を知らん吾妻の  
 さぞや待らびけんと思ひつゝ只管家路急  
 まりるがイルルスレーに到りて見よ家を  
 既よ灰燼とあり妻を人心もあく只惘然たりを  
 けりありワラースを此有様と見て驚き怪しむ  
 妻よ之を問ひけれど妻を稍くくく人心中  
 泣くけりし次第と語らるれどワラース之を聞

より大よ怒りて云日頃英人の我國を侮り辱  
 りしむるを見て我之を憤りてつへども力足ら  
 ざりしを怒ひあり事と仕出しふど猶更辱をや受  
 ふんと今日まを黙止たり今や其暴虐此の如  
 吾盟て我國の為り且を吾が妻の為りよ英人を  
 追拂て此耻を雪むしといひ即ち其妻を尼寺  
 へ預け直よ志けり勇士を集り義兵を擧げ山  
 中よ寨を構へ之を據り屢出英人の守りる  
 許多り城砦を攻め落し其守兵を殺しりドン  
 バルトン城も亦ワラースの兵よ攻め落さる

の妻と姦淫せし士官も殺されり此事蘇各蘭  
の國中、又聞へりを響の物に應ずるが如く我  
も我れと其兵を加ふりし程、又ワラリスの兵を  
破竹の勢とぞありたり是を英王義都華の佛  
郎西、又、りし間のことなり初め其蘇各蘭と去  
る時ワルレン子とつる大臣、又命じて此國の  
管轄を任せたりしがワルレン子を勇猛な  
る將ありしとぞワラリスの事を聞や否直に兵  
と整るるイルウینگ、又出張しワラリスの兵と  
戦ひ大に之を破り此時ワラリス、又味方した

る蘇各蘭の貴人皆又ワラリス、又背きたりが唯  
モルライと、り者獨り志を變ぜばワラリスを  
勧め共、又ホルツ河の北、又遁をたりワラリス  
又兵を集め、又スチルレグ城、ホルツ河の北  
一里の地、又陣して英兵を待つ其頃ホルツ河、  
を唯一架の橋、りり河筋都て九里の間、此橋より  
外、又渡り處ありり、りをワラリス云、今敵兵勝、  
乘せ、又必を直、又彼の橋を渡り、又戦を求めん我  
も之、又由て謀を為さんしと夜中、又橋を兩斷と  
おし木、又其下、又渡り、又截たり橋を、又支へ敵半、

渡るとに其木を引抜て敵兵を陥し入ると謀  
 たり去程は英兵を此橋に近く押寄せたりし  
 蘇各蘭の兵は此橋を人数も多く且皆精練の  
 兵ありりれど其勢は破竹の如く我先をよと橋  
 と渡りしは半ば渡りたると思ひし頃敵陣は  
 烽火起りり是を橋の下に渡したる木を引抜  
 く相闘より不意に橋を両端とあり橋上の兵  
 盡く水中に陥りり此時蘇各蘭の兵を喊聲を  
 作りり寄来て既に河を渡りたる英兵の陣中  
 馳せ入り散り之を斬り立ちりされどは廣く

河を隔てたりと後陣の兵を之を助くこと能  
 ず皆震ひ恐むを逃去りり是に於て蘇各蘭  
 を再び自立國とありぬ英王義都華之を閉きて  
 大に驚を即ち佛の軍を止るに國を歸り直に軍  
 兵を催促しり蘇各蘭は進發せり其兵を騎兵八  
 千歩兵八萬ありしを皆亦蘇各蘭人等義都華  
 の来るに聞て皆戦ふに降参しり程はワ  
 ラースの兵を英兵に敵をること能くハルキ  
 ルクに於て容易く英兵を打破らせしを蘇各  
 蘭の國又英の屬地とあり後ソラースを英兵

又捕へらば龍動<sup>コロン</sup>に於て誅せらるる最と惜むべき  
 豪傑ありしとて後蘇各蘭<sup>スコットランド</sup>又背をブルース<sup>ブルース</sup>上は  
 オルと位を争ひしと云ふ者と立て王と為せし  
 りど義都華<sup>イドワルド</sup>又兵を起し蘇各蘭<sup>スコットランド</sup>に進發し  
 未だ到らば一々殲落せり時二年六十九歳不  
 理

義都華<sup>イドワルド</sup>第二の事

義都華<sup>イドワルド</sup>第一の時詩文の學甚だ盛んなりて方キ  
 スホルドの學校に生徒三萬人ありし時なりと  
 評よ云義都華<sup>イドワルド</sup>第二を懦弱よりて内寵  
 多く果を其妃の爲に弑せらるる  
 蘇各蘭<sup>スコットランド</sup>の人を先王の殲落せしに因て大に勢を  
 得バン<sup>バン</sup>ツクボルンの戦に於て英人を破りたり  
 是より蘇各蘭<sup>スコットランド</sup>を又自立國と爲りたり  
 義都華<sup>イドワルド</sup>第二の未だ位に即らざるしと云ふガベス  
 トンといふ者を寵愛せしりど位に登き候ふ及  
 び是を擧て宰相とふし國政を任しりりガ  
 ベストン人と爲り傲慢よりて上より諛ひ下を虐  
 り倭人あまきど公卿諸族皆怒りて一全より國王

又上表し遂にガベストーンを刑罰を行ひたり後  
 又王スペインセルと云ふ少年を寵愛し之を國  
 政を委任せしが公卿又怒り此人を殺せり  
 義都華弟二の妃を佛王の妹とし之をイサベルラ  
 とつひしが夫の懦弱ありて之を侮りモル  
 チメルとつひ者と姦通せしめ之を後亦此  
 人と量り義都華を弑し自ら國政を擅しし  
 りつと淺間を事共あり

義都華弟三の事

許云義都華弟三を佛國に攻勝たる

人あり

義都華弟三を先王の弑せしむる位に即き  
 しが年僅に十五歳ありしにイサベルラ政を  
 攝せり此時イサベルラを姦夫モルチメルと共  
 又ツチングハム城に住て日夜酒色を耽り其上  
 幼主を蔑し無道の政事を行ひしに貴人達  
 皆怒り義都華を説き勸め兵を起しツチン  
 グハムを攻入りモルチメルを捕はて之を罰し  
 イサベルラを獄舎に押込めり義都華時二年  
 十八歳あり



其頃歐羅巴諸國は任侠の風俗流行せり士を皆  
 馬に乗て諸所を遊歴し槍劍其身を放き人の  
 難し見てを死せしむ之を辭せし常は弱きを扶  
 け強きを制せしと各國の諸侯各一城を領し其  
 其國王と恐るは其國法に従ひしを民を虐る  
 徒多かりし時又當て任侠の士ありし其虐政は  
 苦りし萬民を救ふこと天理の自ら然らしむる  
 處ありし義都華第三の時に至り任侠の風俗  
 大に廢せし貧民の危きを救ひんが為し諸所を  
 行傳ふ者なしとつんども武勇を顯し奢侈を飾

るあとの未だ廢せし故は任侠の士數多集ひし  
 皆甲冑を着し馬を跨り鈍き徳の槍を舞し互  
 又武勇を競ひ合ふこと其以て樂とありし義都  
 華を一方ありし此樂を好し度く競武會を催  
 せし嘗て思ふは競武會を軍の真似ありしか  
 真似の軍をありし年月を消せんしを寧真の軍  
 と起しし名と後世に遺せんしを志しと一旦  
 其志を決せしむしと遂に佛國を攻亡せんと  
 用意を爲しし此より英佛兩國連年兵を結び  
 了解く時ふし西曆千三百四十六年八月廿六日

英王クレシは於て佛兵と接戦し大に之を破  
 ちり是より十年を経て後兩國の兵ポイクチー  
 ルに於て又接戦し佛兵大に敗北し佛王ジョン英  
 の虜とあり義都華の嫡子と黒甲太子とつひ  
 しを死と畏むる義と重んぢる人ありしを而  
 度の戦争は武勇を顯はし佛王を虜とする不  
 至之と敬ひ尊と聊も慢を辱らし切ること不  
 可なり終に世の人皆其徳を称し其徳を儲り  
 英の兵を勢よ余し佛を打靡けり程に佛國  
 の諸城皆風と望て降参し僅に英兵を降らざる

三箇城

ポルクワバヨ  
 子カライオ  
 の不  
 至  
 去  
 程

黒甲太子を薨し義都華を老了懦弱とありしを  
 だ佛を再び勢を得速に英人と逐拂て自立國と  
 あり義都華無益あり戦争を起し徒に億萬  
 の良民と塗炭と苦しむること此上も形く  
 愚らありあたらふべし

リチャルド第二の事

評云リチャルド第二を幼年の時賢  
 としが長を多し従ひ却て暗弱とあり  
 後遂に位を奪はるゝ及なり

黒甲太子の子リナルド祖父義都華<sup>イットワルド</sup>又繼て王と  
 ありしが年僅<sup>カ</sup>又十一歳ありしを叔父ラニカ  
 ストル公<sup>イギリス</sup>等政を攝せり  
 先年數戦争<sup>イギリス</sup>ありしを以て英國大<sup>イギリス</sup>又疲弊<sup>イギリス</sup>せし  
 りを十五歳以上の男子を貧富を論せ<sup>イギリス</sup>皆賦税  
 と納むべき旨政府より命<sup>イギリス</sup>ぜり夫<sup>イギリス</sup>又就<sup>イギリス</sup>き  
 政府よりを賦税を取立<sup>イギリス</sup>る小吏<sup>イギリス</sup>許多<sup>イギリス</sup>を名抱<sup>イギリス</sup>つ  
 賦税の滞<sup>イギリス</sup>るを責め<sup>イギリス</sup>るがダルトホルトの瓦<sup>イギリス</sup>  
 匠<sup>イギリス</sup>ワルトルと<sup>イギリス</sup>つゝる者の家<sup>イギリス</sup>を行<sup>イギリス</sup>き之<sup>イギリス</sup>を催促<sup>イギリス</sup>せし  
 小吏を惡<sup>イギリス</sup>し<sup>イギリス</sup>る人<sup>イギリス</sup>ありしを<sup>イギリス</sup>ぞワルトル<sup>イギリス</sup>が唯<sup>イギリス</sup>一人

分の賦税を納め<sup>イギリス</sup>るを見て大<sup>イギリス</sup>又怒<sup>イギリス</sup>り汝<sup>イギリス</sup>の獻金  
 を何<sup>イギリス</sup>と<sup>イギリス</sup>斯<sup>イギリス</sup>も少<sup>イギリス</sup>きやと<sup>イギリス</sup>詈<sup>イギリス</sup>せ<sup>イギリス</sup>るワルトル答<sup>イギリス</sup>て我  
 是<sup>イギリス</sup>男子<sup>イギリス</sup>ふし今年十五歳<sup>イギリス</sup>又<sup>イギリス</sup>あり<sup>イギリス</sup>る女子一人<sup>イギリス</sup>あり  
 のこと云<sup>イギリス</sup>ひしが尚<sup>イギリス</sup>之<sup>イギリス</sup>を疑<sup>イギリス</sup>ひ然<sup>イギリス</sup>ら<sup>イギリス</sup>る其女子<sup>イギリス</sup>を出  
 して我<sup>イギリス</sup>又示<sup>イギリス</sup>を<sup>イギリス</sup>べしと<sup>イギリス</sup>つゝるワルトル即<sup>イギリス</sup>ち女<sup>イギリス</sup>を招<sup>イギリス</sup>  
 び<sup>イギリス</sup>り小吏<sup>イギリス</sup>又見<sup>イギリス</sup>せ<sup>イギリス</sup>る多<sup>イギリス</sup>き小吏<sup>イギリス</sup>を其顔<sup>イギリス</sup>色の美<sup>イギリス</sup>し  
 きを見<sup>イギリス</sup>て忽<sup>イギリス</sup>ち春心<sup>イギリス</sup>と生<sup>イギリス</sup>しワルトル又向<sup>イギリス</sup>て云<sup>イギリス</sup>汝  
 之<sup>イギリス</sup>と女子<sup>イギリス</sup>と<sup>イギリス</sup>つゝる<sup>イギリス</sup>つゝる<sup>イギリス</sup>も我<sup>イギリス</sup>決<sup>イギリス</sup>して信<sup>イギリス</sup>ぜ<sup>イギリス</sup>ん  
 ば我<sup>イギリス</sup>自ら其女子<sup>イギリス</sup>あり<sup>イギリス</sup>や否<sup>イギリス</sup>を吟味<sup>イギリス</sup>せ<sup>イギリス</sup>んと<sup>イギリス</sup>つゝ  
 其女子<sup>イギリス</sup>の手<sup>イギリス</sup>を捕<sup>イギリス</sup>へ<sup>イギリス</sup>る<sup>イギリス</sup>多<sup>イギリス</sup>きことと<sup>イギリス</sup>を<sup>イギリス</sup>ふ<sup>イギリス</sup>ま<sup>イギリス</sup>んと<sup>イギリス</sup>志

たり乃ねぞワルトル大は憤り木槌を舞し矢  
 庭は其人と打殺せり近隣の民皆賦税の重きを  
 堪ざりしをぞ之を聞て悦ばざる者あくワルト  
 ルの家を競ひ集りワルトルを推して頭とふし  
 謀叛を起さんこと成企てたりワルトル即ち筆  
 と執りて民の苦情を認め云くふし給ふれとい  
 ふことありて書載せらるる一篇の上疏文を作り手  
 下の百姓共を励まし龍動を趣きたり其勢六  
 萬餘人或を弓と携へ或を剣と帯び或ハ鑿鑿等  
 と持てる最と粗忽ある軍兵あり然れども其勢

烈しうりしをぞ之と文をそのあうりし程は其  
 兵龍動は亂入し寺を焼き家を壊ちる亂妨狼藉  
 するごと一方ありて遂にスミットヒールドは陣  
 しりねぞりキルド之を閉て大は憂へ自ら近臣  
 と従へりスミットヒールドは出馬しワルトルは  
 對面せりたりワルトルを其兵を遙う後部は  
 扣へませ獨り馬を進りて王の馬前は参り我等  
 の兵を擧し所以を此様々々我等の願ふ所を云  
 ぶと道理を説き王は示しりたり其語を乘  
 て思ふに王は近寄り既は御馬の轡を握らん

とせしうど近臣ワルオルツ大に驚き彼必を君  
 と害せんを謀るあゝんとつひ即ち剣を抜てワ  
 ルトルと打つワルトル驚き馬を返さんとせし  
 うた誤て馬より落るねを近臣等驅寄て遂に其  
 頭を到りたりワルトルの兵之と見て大に怒り  
 喊ま叫んで王の兵を取囲たり此時王陣前  
 馬を衆出し呼て云汝等大将を失ひしと怒ま  
 や我彼に代りて大将とあゝん且我を汝等の君  
 あり我能く汝等が為る民の害を除くべき汝  
 等我に従ふや否とつふ百姓共を一同に答て大

王に従ふべし何とら為さんと呼ををくねど  
 王を之と率ひて平野に趣き此地に公議人を召  
 集めて百姓共の嘆願を許さしを百姓共を  
 皆悦ぶ散しかりキルド時二年十五歳ありと  
 ぞ人皆其才智我感し行末頼母敷思ひたり然る  
 よりキルドを長を多を従ひ酒色に溺れ奢侈を  
 好む佞人ベールを寵愛し賢者の諫を容れず  
 公の兄 貴人等と共に謀叛を起しベールを追放  
 自ら政権を擅り志あり此時より三箇年が

程リチャルドを何事も我思ふ儘に所置しうと  
 りしおど之は堪えり近臣と謀りて遂に叔父  
 の執權を判殺さしめ稍く國政を自らさす至  
 りりねども内先非と悔む罪ある者と誅し其  
 地を寵臣よ介ち以前の如く淫飲奢侈を好むを  
 紅を國民之と謗らぬをふりて其翌年ラン  
 カストル公ジョンの叔父ドの子顯理兵を擧げて  
 不平の人々と集めりチャルドと戦ふ之を虜にし  
 ホムフット城に押込め食物を與ふべからざると  
 命じりねぞりチャルドをさすり餓死しり

顯理第四の事

評云顯理第四を倖よりチャルドの位  
 と篡りて得たりといふ人ども位  
 又登りし後の不幸多し

顯理自ら英王と稱し萬機の政を行ふと雖も  
 兎角人民の心を得ずねど謀反者多し多し一  
 日も枕を高くして眠ること能はず加之嫡子顯  
 理放蕩多き所置をふし惡くは朋友も交りしう  
 ぞ王顯理を此等と憂へて遂に心痛の病を得て  
 殞落しり

顯理第五の事

評云顯理第五をアジンコールトの戦に勝つ

顯理第五の位は即くや即日放蕩の朋友を召し集りて云我は不肖を以て天子の位を辱らしめし上を今日より舊目の行を改て萬民を安堵せしむむと欲を有るあり汝等も我を習て前非を改めよと言諭し各金を取らせたり是より於て顯理をリチャルド第二の墓を封し普く善政を行ひしるが國民之を悦び其徳を称しり

此時に當りて佛朗西の國王を暗弱より親戚公侯政を擅し佛國大に亂せり顯理之を聞て佛國を攻亡さんと欲し三萬許の兵を擧て其國に趣き先つハルフロールを圍てはるは城兵固く守て降らざるしを英王を之を攻り許多の軍兵を損したり一箇月を経て此城遂に落ちたきども英王をこもりや巴勒佛都府に進むべきの勢ありり終に歸國せんと欲しカライスの港をさして退陣を然るはハルフロールよりカライスを至るの路は高原ありアゲンコールトといふ佛

兵五萬餘人此地又陣し英王の歸路を支るる  
 英王の已むとて我得む軍兵を勵まし佛の大  
 軍と勇戦し遂之を打破し首を斬ること一  
 萬虜せし者一萬四千とつ時又西曆千四百  
 十五年十月十五日あり我稱光天皇應永二年明太宗永樂十三年  
 其翌日顯理を兵を引てカライスに到り船に乗  
 り了恙なく英國に到着せり是より五年の後顯  
 理又兵を擧て佛に趣き佛王の親戚と交り終  
 り佛王を欺き其太子を廢せしめ佛王殂せり  
 後を顯理位と継ぎ之を其子孫に傳へんと約束

と定めし佛國の政事と攝し佛國の太子を  
 佛國の南地に逃し兵を起し其位を復さんこと  
 と量しども英人の勢ひ強くし其意を得ること  
 と能はば唯國の不幸を歎くのみとあせし

顯理第六の事 附玫瑰戰の事

評云顯理第六をヨルク公と王位を争て屢  
 戦争し及べり然れども亂世を押凌ぐの器量不  
 顯理第五殂落し程なく佛王も亦殂落し其れを  
 顯理第六を英佛兩國の王とあり初め先王遺  
 言しベドホルド公を佛の攝政となしゴロー



セストル公と英の攝政とふしワルウキ侯と頭  
 理第六の傳御とふせり諸も佛の太子を佛王の  
 殂落せむを聞自ら佛王查理第七と稱し忠烈の徒  
 と集めそ國を復せんあつて謀るにねど攝政  
 ベドホルド公怠慢を多ことふく之を防まらね  
 ど太子を數其兵を打破らせて餘儀あくロレイ  
 河の南に退まらりベドホルド公之を追てコレ  
 一河の邊に至り先つ將を遣てオルレアン城を  
 攻めしむ此地を太子の要地ありをあり英國の  
 兵若し此城を攻落し之に據て太子を討たると太

子の兵を戦ひて敗走せし是時及て誰  
 きう能く佛の國を復することを得んや然らば  
 太子の命運未だ盡まらざりしやいと怪しき勇  
 婦佛に起るり其名をアルクのジャンといふ  
 ジョアン佛の太子に見て云妾夢に神現むかひ妾  
 に向て佛の危き我説を且つオルレアンを救て  
 查理の太子と國王の位に即らしめよと命ぜり  
 たり願くを妾は僅の兵を借しそオルレアンを  
 救はしめ給へと云ひ太子は兵を借すそオルレ  
 アンに馳せ行きしに英人を天の使あること我

関き皆畏し一丈も丈ゆる者ありしを  
 アンを容易くオレルアンは入り即日英の陣  
 使を遣し神の命を受けて英人を佛の地より追  
 拂ひんと欲する譯を言贈りしは英人皆恐まを  
 速くオレルアンを引拂ひりりジョアン即ち又太  
 子を見し云妾を君と警固しレムス皆此地  
 即位をてし趣き君と佛王の位に即けしめ奉るべ  
 しとりの太子其言に従ひレームス又趣き即位  
 の禮を行ふ言アン云噫喜ばしき哉妾が任せし  
 けしことを今盡く為し果たし願くを妾は暇を

賜りて再び故郷の父母を見えしり給へとのり  
 佛王查理太子ジョアンの忠勇を愛して之を放ち  
 遣りしを忍びて一方の大將に任せしむるが後  
 アンを巴むことを得て佛の爲に戦ひたりが後  
 終に英兵の爲に虜にせしむるを誅せしむる然  
 りとのりども英兵の勢に再び奮るは之は昔く  
 者日くは多き故以て今を佛の地は足を留  
 りおと能ひて遂に皆此地を去て英國に歸りは  
 里勇婦ジョアンを誅せしむる時年僅に十七八歳  
 ありしを古今未曾有の事ありしがや

ヨルク公リチルドと云へる人を義都華第三の  
 二子リオ子ルの後裔ふきどランカストル家よ  
 糸家柄よしと雖も先王頭理第五を英明あり  
 と以て能く之より事へく國王の位と踐んと欲を  
 る心をあらしめしが當主頭理第六を愚うよしをヨ  
 ルク公と待ふこと厚うしむるをヨルク公の不  
 平と懷き遂に兵と起し龍動と趣き公議人等  
 よ内て顯理の殞落せし後を我々英王とふはん  
 しとつひししが公議人之と許さばるるをヨル  
 ク公を已むこと得む兵を引て其領分を歸り

かり是とヨルクランカストル兩家の戦争の始  
 めと此戦争と名付て玫瑰戦といふ其縁故と  
 尋ふふ此戦争の始りし頃二女子の或庭中を遊  
 ぶ者あり其一婦をランカストル家の勝んこ  
 と欲し又一婦ハヨルク家の勝んこを欲し  
 て互に言ひ争ひしがランカストルと好む女  
 赤き玫瑰の花と撮と採りて云庭中の花此の如  
 く多しといへども此花の美は此を皆取足  
 らば我國王顯理の家柄も他家の遠く及ぶが  
 如しといふ一婦笑て云然らば

其花は勝る花を以て汝も示さべしといひ白  
 ま玫瑰の花を撮と採て云ヨルク公乃家柄正し  
 て人の争ひわらむを此花の潔白より美しま  
 が如しといひ人衆両家の人之を傳聞て遂に赤白  
 の玫瑰を以て曹の上より戴ましとぞ惜もヨルク  
 公リキルドを其望と失ひ領地より歸てし後顯理  
 風顛し國政を聽くこと能はざりしが公議人  
 之を憂へヨルク公を召し攝政とふせしが顯  
 理程なく全快せしりぞ直ふヨルク公を免し  
 羅ヨルク公を龍動に居たことより危きを察し去

て英國の北地より行ましガヨルク方の人を之を聞  
 て集り従ふ者三千人より及びりねどヨルク公ハ  
 其兵を率ひて龍動に打向へり顯理之を閉ま二  
 千人の兵を率ひてヨルク公を迎へセントアル  
 バンに於て合戦を顯理の兵遂に敗北し顯理を  
 霧にやせしむたりヨルク公即ち顯理を舊の如く  
 王位に置き自ら攝政とありしが顯理の妃マル  
 ガレットを智勇を兼たり女ありり終に竊に黨を  
 集りヨルク公を謀りりヨルク公之を畏きを  
 又北地より出奔し兵を擧げラカストルの兵

顯理の兵とブロールヘーツと戦て之を破り二  
 千人の首級を獲たりしが後又ロドローと於て  
 兩軍合戦しつるとをヨルクの兵敗北しヨル  
 ク公を愛蘭と奔りワルウキ侯に其名を公た  
 果方とカライスと奔里しうどマルガットを公  
 議所と命しヨルク公等の大逆の國賊なる旨  
 を國中と布告せしめり去程ヨルク公等と  
 又兵を擧て英國と歸りランカストルの兵と戦  
 て之を破りつれど公議所と乞ふて顯理殞落の  
 後とヨルク公位を継ぐべし旨と國中と布告せ

しめり程も終ど今日「ランカストル」勢ひつれど  
 も明日如何と知らば今夕「ヨルク」権つれども明  
 朝如何と量りあらし備もマルガットをヨルク  
 公の權威つれどもを憂ひ北地と趣き又兵を募り  
 一クヒールドと於て又ヨルク公と合戦を時と  
 ヨルクの兵敗北しヨルク公を討死しつり是後  
 「ヨルク」家の君亦勢を得ず遂に英王とあつた  
 と次の巻と委し

英國史畧  
卷之二

知新館藏

英國史畧卷之二畢

